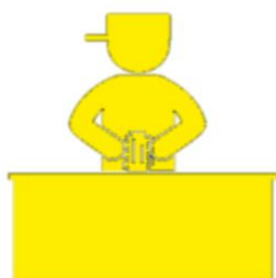


このはな労働保険事務組合

ご加入ガイドブック

- ①労働保険事務組合の紹介
- ②加入のメリット
- ③建設業の労働保険
- ④建設業以外の労働保険
- ⑤特別加入
- ⑥料金表
- ⑦ご加入の流れ



(注: 労災保険とは労働者災害補償保険のことです。以下、同じ。)

- 事務委託に必要な書類

「労働保険事務委託書」と「加入申込書」

その他必要書類は当事務組合にお任せください。

事業主にかわって下記の手続きを行います

① 保険料の申告納付に関する事務

② 保険関係成立届、事業所設置届に関する事務

③ 労災保険の特別加入に関する事務

④ 雇用保険の被保険者に関する事務

⑤ その他労働保険について申請、届出、報告に関する事務

- 1 労働保険料の申告・納付を事業主に代わり処理します。
- 2 当事務組合では、保険給付の請求事務も行います。
- 3 労働保険料の額にかかわらず、3回に分けて納付できます。
- 4 労働保険料の口座自動引落で手間いらず。
- 5 お申込み・ご入金の日から特別加入できます。
- 6 事業主や家族従事者も労災保険に特別加入できます。
- 7 中小企業退職金共済の取り扱い有り。
- 8 小規模企業共済の取り扱い有り。
- 9 製品賠償責任保険の取り扱い有り。
- 10 定期健康診断を特別価格で実施しています。

- 建設業の労働保険は次の3つを別々に扱います。

1. 社員や事務員の雇用保険

2. 建設現場の労災保険

3. 建設事務所の労災保険

- 建設現場の労災保険料は、次の3つを用いて計算します。

①当該年度の元請工事金額

②労務比率

③労災保険率

※労務比率、労災保険率は事業の種類ごとに決まっています。

$$\text{労災保険料} = \text{①} \times \text{②} \times \text{③}$$

- 建設業以外の労働保険は次の2つを一緒に扱います。

1. 従業員の雇用保険

・雇用保険には、週20時間以上働くパート・アルバイトも含めます。

2. 従業員の労災保険

・労災保険には、パート・学生アルバイトも含めます。

- 事業所の労働保険料は、次の2つを用いて計算します

①従業員の賃金総額 × 労災保険率

②従業員の賃金総額 × 雇用保険率

※労災保険率は事業の種類ごとに決まっています。

$$\text{労働保険料} = \text{①} + \text{②}$$

- 労働者を常時使用する事業主、家族従事者、役員などが対象者です。
- 特別加入の要件は次の2つです。
 - ①保険関係が成立している
 - ②労働保険事務組合に委託している
- 特別加入時に給付基礎日額(3,500円～25,000円)を選びます。
- 保険料算定基礎額は、給付基礎日額によって決まっています。

特別加入保険料 = 保険料算定基礎額 × 労災保険率

◆入会金＋事務委託費＋新規成立費(もしくは移行委託費)を頂戴します◆

入会金・事務委託費

○事務委託費は3期(4～7月、8～11月、12～3月)ごとに1期分をご請求いたします。

| 従業員数(人) | 入会金 | 事務委託費 | |
|---------|--------------|-----------|------------|
| 1～4 | ¥10,000 ※1※2 | 1か月¥3,000 | 1期分¥12,000 |
| 5～※3 | | 1か月¥6,000 | 1期分¥24,000 |

※1 このはな建設部会一人親方労災保険にご加入歴のある場合、**入会金は頂きません。**

※2 このはな労働保険事務組合にご加入歴のある場合、**入会金は頂きません。**

※3 (0)(2)については10人目より1名増加するごとに1ヶ月¥1,000頂きます。

従業員数にはパート、アルバイトを含めます。

末尾番号(0)(2)(5)(6)ごとに事務委託費がかかります。

事務委託費は年度更新時の人数に基づいて計算します。

新規成立費

| 保険関係 | 新規成立費 | 複数同時成立 |
|----------------|---------|---|
| 労災保険(5) | ¥10,000 | 上限 ¥10,000 (例) 建設業で(2)(5)(6) 同時成立の場合 ¥30,000→ ¥10,000 |
| 労災保険(6) | ¥10,000 | |
| 雇用保険(2) | ¥10,000 | |
| 雇用・労災保険(継続)(0) | ¥10,000 | |

移行委託費

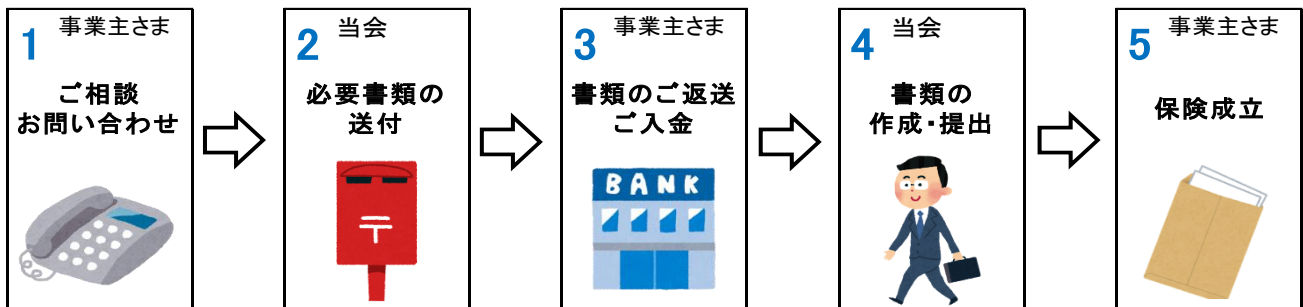
○個別から移行委託の場合、又は他の事務組合から移行委託の場合

| 保険関係 | 移行委託費 | 複数同時委託 |
|----------------|--------|------------|
| 労災保険(5) | ¥5,000 | 上限 ¥10,000 |
| 労災保険(6) | ¥5,000 | |
| 雇用保険(2) | ¥7,000 | |
| 雇用・労災保険(継続)(0) | ¥7,000 | |

移行委託費のみ頂きます。**新規成立費は頂きません。**

〈注意事項〉

- ・期限までにご入金がなかった場合は遅延手数料として1社当たり¥5,000を別途申し受けます。
- ・委託解除には1社につき¥6,000が必要です。
- ・ご入金頂いた入会金・事務委託費・新規成立費又は移行委託費は返金いたしません。
- ・お申込時は全額一括払いとなります。



1 ご相談・お問い合わせ

TEL (06)6468-0781

1

まずはお電話ください。
ご住所・業務内容・組織構成など、お見積りに必要な情報をお伺いします。

2 必要書類の送付

2

保険成立に必要な書類、お見積書等を送付致します。

3 書類のご返送、ご入金

3

必要書類にご記入ご捺印後、返信用封筒にて当会までご返送ください。
労働保険料等のご入金をしてください。

4 書類の作成・提出

4

ご入金確認後、書類を作成。各管轄所へ提出致します。

5 保険成立

5

当会から労働保険加入証明書・領収書等を送付致します。



一般社団法人此花工業会

このはな労働保険事務組合

住所 : 大阪市此花区朝日2-18-8

Tel : 06-6468-0781 (平日9:00~18:00)

Fax : 06-6468-0788

Mail : kjim@konohana.or.jp